

ミニレター

# あぜみち通信

\* \* \* \* \*

平成22年10月1日

118号

編集・発行：愛知県農業会議

## 農業委員会委員・職員等研修会を開催しました。

9月1日に「稲沢市民会館」、3日に「知立市文化会館」において、平成22年度農業委員会委員・職員等研修会を開催し、延べ1,307名の参加をいただきました。

研修内容として、情勢報告についてを農業会議、農地制度の見直しの概要についてを愛知県農林水産部農業振興課、農業者年金の普及推進についてを(財)農業者年金基金からそれぞれ説明されました。

## 都道府県農業会議事務局長会議が開催されました。

9月7日に東京都千代田区の「参議院議員会館会議室」において、都道府県農業会議事務局長会議が開催されました。

松本専務理事は、あいさつの中で、宮崎県の口蹄疫で義援金2,700万円を東国原知事に届けたことや民主党の代表選によっては、予算の見直しが行われることも考えられると述べました。

今回の会議において、平成23年度農林水産予算概算要求(内容は別途記載)と当面の組織対応、新たな担い手・経営対策への対応、平成22年度全国農業委員会会長代表者集会について、全国農業会議所負担金についてを議題に説明等がありました。

特に、新たな担い手・経営対策への対応として、「農業再生協議会」の設置における検討、平成22年度全国農業委員会会長代表者集会を平成22年12月2日に東京都千代田区の「九段会館」で開催し、要請決議事項(案)として、新たな「食料・農業・農村基本計画」の具体化と必要な予算の確保に関する重点要請決議、申し合わせ決議として新

たな農地制度の適正な執行と農業委員会活動の強化、第21回農業委員統一選挙に関する申し合わせ決議等の提案が検討されており、昨年度と同様に国会議員に対する要請活動を実施することになりました。

#### **愛知県知事に平成23年度愛知県農業会議予算の確保に関する要望を行いました。**

平成23年度の愛知県からの県費補助金については、昨年度と同様に厳しい予算編成を行う旨の要請を受けましたが、このままでは農業会議の事業運営に重大な支障をきたすことから、9月14日に佐宗会長等は、小川愛知県副知事及び小出農林水産部長、戸田次長、太田技監等幹部と面談し、愛知県農業会議の沿革、果たしてきた役割、現状の課題などを説明し、円滑かつ適正な事業推進を図るためにも、県関係団体並みの財政支援を要望しました。

#### **常任会議員会議(9月)の審議状況等について**

9月15日に「愛知県白壁庁舎」において、農地法等に係る愛知県知事からの諮問に対する答申を審議する常任会議員会議を開催しました。

9月の諮問は、農地法第4条に基づく転用事案25件(平成21年9月28件)、10,935㎡(同11,445㎡)及び同法5条に基づく転用事案234件(同259件)、162,842㎡(同219,964㎡)についてそれぞれ審議し、いずれも原案どおりで差し支えない旨承認されました。

事務局長から、8月25日の第1回総会並びに9月1日及び3日開催の農業委員会委員、職員等研修会への出席に対するお礼、9月14日に愛知県知事、副知事、総務部長、農林水産部長等に対して「平成23年度愛知県農業会議予算の確保に関する要望」を実施、10月は午前中に諮問会議、午後から西三河管内(安城市内)において転用農地の現地調査を実施する旨の報告を行いました。

諮問会議終了後、耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業審査委員会を開催し、事務局長から同表彰事業の概要と、今回「豊田市農ライフ創生センター」から提出された耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業実績報告書の概要について説明し、農業会議として推薦することです了承され、事務手続きを進めることにしました。

#### **平成23年度農業会議賛助会費の取り扱い検討会を開催しました。**

9月16日に「愛知県白壁庁舎」において、平成23年度農業会議賛助会費の取り扱い検討会を開催し、平成23年度賛助会費を各農業委員会にお願いするにあたり、代表して

各支部長の事務局長等と平成23年度賛助会費の引下げ及び考え方についての意見交換を行いました。

その結果、2010年農林業センサスの数値が確定するのが23年3月頃に公表される見込み(速報値は22年12月公表見込み)から各市町村の平成23年度予算要求及び確定時期を考慮して、2005年センサスの数値を活用し、10月上旬までに各農業委員会にお願いすることで了解され、その方針で事務を進めることにいたしました。

#### **農地制度実施円滑化事業による巡回指導を実施しました。**

改正農地法等が施行され、今年度から農地制度実施円滑化事業により各農業委員会に巡回指導を行うこととし、9月7日に美浜町、南知多町、9月9日に大府市、東浦町、9月10日に瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町、9月14日に半田市、常滑市、阿久比町、武豊町、9月17日に新城市、設楽町、東栄町、豊根村、9月28日に清須市、北名古屋市、豊山町、9月29日に一宮市、春日井市、小牧市の各農業委員会事務局に対し、議事録の作製状況に対する評価と具体的な改善策、活動計画の作成状況、農地基本台帳の整備状況、農地制度実施円滑化事業費補助金の予算化などへの対応を主体に、聞き取り調査と意見交換を行いました。

特に、議事録等作製において、事務局説明の作製省略、処理基準の適合根拠が明確に記載されていない事例や事前の現地調査や打合せ会が十分調整されているもののその状況が十分説明されていない事例が見られ、具体的な改善要請を行いました。

なお、まだ巡回していない農業委員会には、10月中に実施しますので格別のご協力をお願いします。

#### **今後の主な行事予定**

- 10月4～5日 出版代表企画委員会(東京都)
- 10月8日 農業経営士、青年農業士、農村生活アドバイザー認定会議(県庁西庁舎)
- 10月15日 常任会議員会議(白壁庁舎)・農地現地調査(安城市内)
- 10月26日 農業者年金特別研修会(アイリス愛知)
- 10月27日 支部農業委員会長会秋季大会(弥富町)
- 11月16日 常任会議員会議(白壁庁舎)

【平成23年度農林水産予算概算要求(要求・要望額)の主要事項】

- 1 農業者戸別所得補償制度 所要額 795,890百万円(224,732)  
(24年度予算含む139,100百万円(0))

- (1) 米及び畑作物の所得補償交付金(特会) 所要額421,901百万円(0)

〔米1,980億円、畑作物2,129億円、加算支払100億円〕

水田、畑地において、生産数量目標に従って生産する農業者に対して、販売価格と生産費の差額分に相当する交付金を直接交付。

また、品質加算を導入するとともに、不作付地等に麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合、集落営農を法人化した場合、輪作の間に緑肥を導入した場合に、加算金を直接交付。

ア 交付対象者

対象作物ごとの生産数量目標に従って、販売目的で生産(耕作)する「販売農家」、  
「集落営農」

イ 対象作物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

ウ 交付単価

( ) 米(主食用米)

米の生産を抑制し、麦、大豆等への転作を進める観点から、標準的な生産費を「経営費+家族労働費の8割」として、販売価格との差額分を10aあたりの単価(全国一律)で直接交付。 交付単価：15千円/10a

( ) 畑作物

面積払だけでは農業者の単収増や品質向上の努力が反映されないことから、数量払を基本とし、営農を継続するために必要最小限の額を面積払で交付。

数量払

自給率向上に向けて生産拡大を図る必要があることから、全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分を60kg(1t)あたりの単価で直接交付。

平均交付単価：小麦6,360円/60kg、大豆11,430円/60kg

面積払(営農継続支払)

農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費が賄え

る水準を「営農継続支払」として、当年産の作付面積に対して10aあたりの単価で直接交付。 交付単価：20千円/10a(2作物共通)

対象者は、共済加入者又は集団で麦、大豆等の生産に取り組む農業者

#### エ 加算支払

##### ( ) 品質加算

麦、大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行う。

##### ( ) 再生利用加算

地域の不作付地等の解消計画に従って、不作付地等に麦、大豆、そば及びなたねを作付けた場合に、平地・条件不利地の条件に応じて、5年間支払。

水田 平地 10千円/10a、条件不利地 20千円/10a

畑 平地 20千円/10a、条件不利地 30千円/10a

##### ( ) 集落営農の法人化加算

集落営農が法人化した際に、対象作物の作付面積に応じて2千円/10aを1年限りで支払。

##### ( ) 緑肥輪作加算

畑において、輪作作物の間に1年休んで地力の維持・向上につながる作物を栽培し、畑にすき込む場合(休閒緑肥)に、その作付面積に応じて10千円/10a支払。

#### (2) 水田活用所得補償交付金 223,331百万円(216,729)

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払いで直接交付。

#### ア 交付対象者

販売目的で対象作物を生産(耕作)する「販売農家」、「集落営農」

#### イ 交付単価

麦、大豆、飼料作物 35千円/10a、米粉用・飼料用米、W C S用稲 80千円/10a

そば、なたね、加工用米 20千円/10a

#### ウ 産地資金

現行の激変緩和調整枠(22年度：260億円)を発展的に解消するとともに、その他作物への助成(10千円/10a、22年度：204億円)と一体化し、地域特産物の振興、戦略作物の生産性の向上に向けた取組などを支援する「産地資金」(430億円)を創設。 本制度の円滑な導入を図る観点から、都道府県の判断で畑地も対象。

(3) 米価変動補てん交付金 (24年度予算計上 所要額 139,100百万円(0))

米の所得補償交付金を補完するものとして、米の生産数量目標に従って生産する農業者に対し、「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額を直接交付。

(4) 農業者戸別所得補償制度推進事業等 11,558百万円(9,507)

戸別所得補償制度の実施に必要なとなるシステム開発や直接支払等に要する経費を確保するとともに、生産数量目標の設定、作付面積の確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成。

農業者戸別所得補償制度の平均交付単価 (単位：千円 / 10 a)

		米・畑作物の所得補償		水田活用の所得補償	合計 ( + )
		(基本単価(数量払))	左の面積換算		
主食用米		—	15	—	15
麦	田	6,360円(円/60kg)	44	35	79
	畑	6,360円(円/60kg)	44	—	44
大豆	田	11,430円(円/60kg)	39	35	74
	畑	11,430円(円/60kg)	39	—	39
飼料作物		—	—	35	35
米粉用米、飼料用米、WCS用稲		—	—	80	80
加工用米		—	—	20	20

地域の判断によって、産地資金により交付単価が上乘せとなる作物がある。

2 戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業 12,768百万円(0)

戸別所得補償制度導入初年度(平成23年度)における緊急対策として、戦略作物の生産拡大に向けた麦・大豆等の畑作物の輪作体系や新規需要米の生産体制の確立等のために必要となる体制整備や共同利用施設(乾燥調整施設、加工施設)の整備等を支援。

3 環境保全型農業直接支援事業 所要額 4,807百万円(0)

(1) 環境保全型農業直接支払交付金 所要額 4,462百万円(0)

ア 農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じた支援(国の支援額：4千円/10 a)を実施。

具体的な営農活動：カバークロップの作付け、リビングマルチ・草生栽培の実施、

### 冬期湛水管理、有機農業の取組

イ 平成22年度まで先進的営農支援に係る交付金の支給対象となっていた農業者グループが協定に基づき行う化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みに対して、前年度までの支払実績の範囲内で、取組面積に応じた支援。

(国の支援額:水稲3千円/10a、麦・豆類1.5千円/10a、果菜類9千円/10a等)

(2) 環境保全型農業直接支払等推進交付金 240百万円(0)

環境保全型農業直接支払制度の適正かつ円滑な実施に向けた地域協議会及び地方公共団体の支援体制を整備。

(3) 環境保全型農業推進調査事業及び同直接支払電算システム整備事業委託費 105百万円(0)

より効果的・効率的な環境保全型農業直接支払制度としていくため、環境保全効果等に関する調査・検証を実施するとともに、必要な電算処理システムを構築。

4 鳥獣被害緊急総合対策 11,284百万円(2,278)

(1) 鳥獣被害緊急対策事業 10,001百万円(0)

中山間地域等での戦略作物の生産拡大を図るとともに、畜産地域において野生鳥獣と家畜の棲分けを進めるため、モンキードッグを始めとした地域の被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害防止のための取り組みを緊急的に支援。

(2) 産地活性化総合対策事業 11,025百万円(0)の内数

県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策の取組や人材育成を国が直接事業採択により支援。

(3) 鳥獣被害防止総合対策交付金 1,283百万円(2,278)

都道府県への交付金により、鳥獣被害防止特措法に基づく取組を支援。

5 地域農業を担う経営体育成・確保推進事業 450百万円(0)

(1) 地域段階推進事業 399百万円(0) (1都道府県平均 8,500千円)

都道府県や市町村が中心となり、関係機関が連携して中長期的な視野で、地域農業・農村を牽引する担い手の育成・確保に向けた方向付けなど、地域農業・農村の将来方向の明確化やその実現に向けたアドバイス活動等を重点的に支援。

具体的な取組内容 地域農業の現状・課題の分析、経営意向等に関するアンケート調査、大規模農家と小規模農家の共存の仕組みづくり、地域農業の将来ビジョンの作成及びその実現に向けたアドバイス活動等

(2) 全国段階推進事業 50百万円(0)

地域における担い手育成・確保に向けた取組をより効果的なものとするため、全国段階の団体による全国的な情報の収集・提供など、地域段階の活動を補完する取組を支援。

具体的な取組内容 全国の先進的な農業経営の顕彰・普及活動、 農業経営等の  
専門家情報の収集・提供活動、 経営再生等専門的な経営課題  
に対応する相談体制の整備等

6 経営体育成支援事業 7,129百万円(0)

(1) 一般型

新規就農者補助事業

新規就農者の経営の早期安定を図るため、農業用機械・施設等導入の初期投資の軽減を支援。(上限4,000千円)

融資主体型補助事業

意欲ある経営体が融資を主体として農業用機械・施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助金を交付。(補助率：融資残額(3/10上限))

追加的信用供与事業

融資主体型補助事業に係る融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への交付金の積増による金融機関への債務保証(経営体の信用保証)の拡大を支援。(定額)

集落営農補助事業

集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械等の導入を支援。

(補助率：1/2以内)

(2) 条件不利地域型

経営規模の零細な地域等における意欲ある経営体の育成に必要な共同利用機械・施設等の整備を支援。(補助率：1/2以内)

7 農地制度実施円滑化事業 8,429百万円(10,742)

(1) 農地制度実施円滑化事業費補助金 3,000百万円(5,259)

農業委員会等による農地の利用関係の調整、農地相談員の設置等に必要な経費を支援。

改正農地法の施行後1年を超える期間が経過したことや22年度の実績等を勘案。

(2) 農地調整費交付金 115百万円(118)



農地の利用関係の調査・調整等に要する都道府県等の経費を交付金として交付。

都道府県が行う農地の利用関係の調査・調整等を支援するための経費で、転用件数の減等を踏まえた減の要求。

(3) 全国農業会議所事業費 15百万円(35)

全国農業会議所が行う農地の売買価格等の調査、農業委員会の資質向上のための活動等を支援

(4) 農業委員会交付金 4,764百万円(4,776)

農業委員会法に基づき、農業委員会の事務を適切に行えるよう農業委員の手当等の基礎的な経費を交付金として交付。

配分の基準となる客観的な数値の変動(農業委員会数、農家数、農地面積、特別な事情)を反映させる見直し。

また、市町村農業委員会への「農業委員会交付金」の交付にあたっては、農業委員会の審議の公平・公正性を確認するための議事録の作成・公開、活動計画の策定(その評価・点検を含む)の実施状況を予算配分に反映させる方向で検討。

(5) 都道府県農業会議会議員手当等負担金 534百万円(516)

農業委員会法に基づき、都道府県農業会議の会議員の手当や職員の設置費を負担。

定員合理化計画(平成22年度～26年度で10%削減)に基づいて職員設置費の一般職員設置分を37名から35名に2名削減するとともに、一般会議員手当(総会の出席、年1回)の人数を見直したものを。

8 農地利用集積事業(特会) 所要額 3,963百万円(4,002)

(1) 農地利用集積円滑化団体(市町村、市町村公社、農業協同組合等)が行う農地の調整活動を支援。

農地利用集積円滑化事業(農地所有者代理事業、農地売買等事業)により利用権設定された農地の面積に応じて交付金(20千円/10a)を交付し、交付金は、農地利用集積円滑化団体の調整活動に利用。

農地利用集積円滑化団体が農地の利用調整を行う専門家を設置する場合は、その設置費を助成。

(2) 農地利用集積円滑化事業により利用権の設定をした農地をより効率的に耕作するために必要な小規模基盤整備(畦畔除去等)、利用権の設定を受けた特定農業法人の農業資材購入の経費等を助成。

(3) 都道府県及び市町村が行う農地利用集積円滑化事業の推進に要する経費を助成。

## 9 農業者年金事業 125,722百万円(125,760)

(1) 特例付加年金助成補助金 1,884百万円(1,892)

認定農業者等の意欲ある農業者の負担軽減を図るため、保険料の一部を助成。  
助成分の保険料は、特例付加年金の給付に当てるために積立。

(2) 農業者年金給付費等負担金 123,805百万円(123,805)

旧制度の受給者等に対して年金等を支給。

(3) 農地売渡業務等円滑化対策補給金 33百万円(53)

旧制度の下で農地取得のために行った融資の償還等に際し、国から利子補給。

## 10 中山間地域等直接支払交付金 26,998百万円(26,474)

(1) 中山間地域等直接支払交付金 26,625百万円(26,100)

地域振興5法地域内の農用地にあって、傾斜地と同等の条件不利性が認められる特認農用地について、傾斜地と同等の条件で交付金を交付。

なお、本交付金の使途に制限はなく、協定参加者の合意で決定できるが、集落で行う共同活動については、農地・水保全管理支払で行うことを基本。

交付単価 田(急傾斜) 21千円/10 a、 (緩傾斜地) 8千円/10 a

畑(急傾斜) 11.5千円/10 a、 (緩傾斜地) 3.5千円/10 a

地域振興5法：特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法

(2) 中山間地域等直接支払推進交付金 373百万円(374)

都道府県及び市町村が行う直接支払いの適正かつ円滑な実施を確保。

## 11 農地・水保全管理支払交付金 所要額 28,575百万円(23,448)

(1) 共同活動支援交付金 所要額 22,790百万円(22,697)

農地・農業用水等の資源について、水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充などの「農地、水路等の資源の日常の管理」と、水質保全、生態系保全などの「農村環境の向上に資する活動」を支援。

交付単価：都府県の水田4.4千円/10 a (うち国の支援額2.2千円/10 a 等)

(2) 向上活動支援交付金 4,740百万円(0)

個々の農家での対応が困難なことから、現行の農地・水環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度の実施により、これまで地域共同で行ってきた資源の基礎的な保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新を

行う集落を直接交付により支援。

交付単価:都府県の水田4.4千円/10a(うち国の支援額2.2千円/10a等)

(3) 農地・水保全管理支払推進交付金 1,046百万円(0)

農地・水保全管理支払の定着に向けて、現場における事業の推進や履行確認など、地方公共団体等(都道府県、市町村、地域協議会)による事業の円滑な推進に支援。

1.2 戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業 22,000百万円(0)

戸別所得補償制度の本格的実施にあたり、戦略作物の生産拡大のための排水条件の改良、老朽化施設の修繕等(暗渠排水、水路の緊急補修、畑地の土層改良等)の整備に支援。

1.3 耕作放棄地再生利用対策 所要額 5,696百万円(5,454)

荒廃した耕作放棄地に係る農地利用調整を更に促進し、引き受け手(農業者、農業者組織、農業参入法人等)が作物生産再開に向けた条件整備に一層取り組みやすくなるよう制度を見直し、耕作放棄地を再生利用する取組を総合的に支援。

戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外における取組についても支援対象。

耕作放棄地再生利用交付金

再生利用活動

ア 再生作業(障害物除去、深耕、整地等)及び土づくり(肥料、有機質資材の投入等)を一括で支援。(再編統合、手続の簡素化)

定額支援(50千円/10a)又は重機等を用いて行う場合(1/2等)

土づくり(2年目:必要な場合のみ)(25千円/10a)

イ 経営展開 経営相談、実証ほ場の設置・運営、加工品試作、試験販売等(定額)施設等補完整備

用排水施設、農業用機械・施設等の整備(1/2等)

小規模基盤整備(25千円/10a)(定額支援創設、手続の簡素化)

再生利用活動附帯事業

基金管理事務に加え、農地利用調整等の再生利用に附帯する諸活動を対象として支援。(定額)

1.4 農の雇用事業 1,828百万円(2,115)

(1) 就農希望者と農業法人等とのマッチングの支援

就農希望者と従業員や後継者を確保したい農業法人等とのマッチングを促進するため、求人情報等の収集・提供、個別の就業相談、法人就業相談会の開催等を行う。

農業法人等への就業後、農業知識・経験不足等による早期離職等のミスマッチを防止し、新規雇用者の定着を促進するため、短期就業体験の実施を支援。

(2) 新規雇用者の人材育成への支援

農業法人等が新規雇用者に対して実施する基礎的な技術・ノウハウを習得するための実践研修(OJT研修)等の経費の一部を助成。

実施規模 1,200人、研修費 上限97千円/月、最長 12か月間

(法人等の指導者や外部専門家による指導に要する経費、外部の研修会等の参加に要する交通費、研修対象者の雇用保険・労働者災害補償保険料等)

1.5 水田・畑作経営所得安定対策(特会) 84,226百万円(233,041)

(1) 収入減少影響緩和対策 83,820百万円(76,404)

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの22年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で補てんの原資を負担し、補てん。

(2) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託事業 24百万円(30)

対策加入者の生産面積の確定に伴う積立金の払戻し、補てんが行われる際の対策加入者への積立金の払戻しの実施等、対策加入者が納付した積立金を適切に管理。

(3) 水田・畑作経営所得安定対策推進事業 114百万円(299)

収入減少影響緩和対策の交付金の交付申請等に係る事務が円滑・効率的に進むよう、対策加入者の申請書の一括とりまとめを行う民間団体に対し、交付金の交付申請等に係る説明会の開催等に関する支援。